

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020418006	2年 4月18日	2年 5月25日	2年 6月24日	官報の文字情報の復活	官報の文字情報について、破産関係の公告を除き、抽出することができるよう復活すること。	官報の文字情報については、数年前から画像化され、抽出できないものとなっている。この背景には破産関係の公告に関する個人情報の保護があったものと認識しているが、そもそも官報は法令の公布をはじめ、広く国民に知らしめられなければならない事項を掲載する唯一の媒体となっている。 官報の法令以外の記事についても文字情報を抽出することができるようになれば、わざわざ記事を探索するコストを大幅に削減し、ひいてはそれを前提とする訴訟等の申請者の負担軽減につながることもなる。このため、現在は各告示や公示報告書でも文字情報を広く抽出不可としているが、デジタル・ガバメントの積極的推進という観点からも、この範囲を極めて限定的なものとするよう再考いただきたい。(なお、破産関係の公告など、存命の個人のプライバシーに関係する記事を政府調達版のように分割することも一考ではないかと考える。)	個人	内閣府	インターネット版「官報」は、国民への周知を一層推進するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、紙の官報と同じ内容を独立行政法人国立印刷局のサイトにおいて、提供しています。 官報には、法令等以外にも破産者の氏名等、当該個人にとって不利益な情報も掲載されています。インターネット上において、これらの情報が誰でも容易に検索できることにおいては、個人情報保護の観点から配慮が必要がございます。 こうしたことから、同サイトにおいては、主に以下の方法により官報記事を無料で公開することで、利便性の向上を図るとともに個人情報の保護にも配慮することとしております。 ・個人情報が含まれない法律、政令等については、改ざん防止のための電子署名が付けられている平成15年7月15日以降の官報記事を文字情報の抽出が可能形で公開 ・個人情報が含まれる告示・公告等については、平成26年3月以降、直近30日間は文字情報の抽出ができない形で公開、31日以降は件名のみ公開	なし	対応不可	告示・公告等につきましては、破産関係以外にも個人情報が含まれることから、独立行政法人国立印刷局において文字情報が抽出できない形で公開することとしております。
020424001	2年 4月24日	2年 5月25日	2年 8月26日	新型コロナウイルス感染症防止に向けた行政手続及び関連業務における押印原則・対面原則の徹底	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けテレワークを実施している中、各府省庁や地方公共団体等の行政機関との手続や業務では、行政機関からの要請や慣習により、押印書類の提出や対面での会議など、出社を前提とする対応を求められる事例が数多く存在するため、規制改革推進室に対して以下の対応を要請します。 1.見積書、請求書、契約書等の書類について、出社を前提とする押印やその書類の授受の最小限化、猶予期間の設定等の暫定措置を講ずるよう、各府省庁及び自治体等へ要請 2.入札説明会、商談等の会議について、オンラインや電話等を活用した非対面での実施を早急に取り入れるなど、行政手続及び関連業務のデジタル化を一層推進	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月7日には安倍総理大臣による緊急事態宣言が発令されると、感染防止策の取組が各企業に求められており、当社においても社会インフラとしての通信サービスの維持を前提に、全社員を対象にテレワークを原則とするとともに、各企業へのテレワークの導入支援等の取組を進めているところでです。 しかしながら、各府省庁や地方公共団体等の行政機関との手続や業務においては、行政機関からの要請や慣習により、押印書類の提出や対面での会議など、出社を前提とする対応を求められる事例が数多く存在し、テレワークへの移行による人と人との接触機会の削減の徹底が困難な状況です。 つきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行政手続及び関連業務について、テレワークでの対応を可能とするような措置を急ぎ講じていただくとともに、従来お取り組みいただいていたデジタル化を一層推進していただくよう、次々とおり要望させていただきました。下記について、規制改革推進室より、各府省庁、地方公共団体その他の行政機関に対し、適切な対応を要請していただくよう、よろしくお願い申し上げます。 【要望事項】 1.新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る当面の対応として、見積書、請求書、契約書その他の書類について、出社を前提とする押印や授受の最小限化、猶予期間の設定等の暫定措置を講ずること 2.当該押印や授受の徹底の検討のほか、入札説明会、商談、打合せその他の各企業との会議について、オンライン会議や電話等を活用した非対面方式による実施を早急に取り入れるなど、行政手続及び関連業務のデジタル化を一層推進すること	ソフトバンク株式会社	内閣府	経済4団体(経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟)からテレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、書面・押印・対面を求める行政手続について、各府省に対して、規制改革推進会議が見直し(以下「見直し」)の具体的な基準(以下「見直し基準」という。)を示した上で、新型コロナウイルスの感染防止の観点から緊急対応及び恒久的な制度的対応に取り組むよう求めました。緊急要望において具体的な基準があった行政手続については、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により「法令に根拠のない押印を求めない」「押印がなくとも申請を交付ける」「オンライン申請を簡素化する」「電子メールによって書類を受理する」など「具体的な基準」に即した緊急対応が行われることとなりました。	なし	対応	規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対しての書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの(以下「見直し対象手続」という。)について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行うこととなりました。また、各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととなりました。各府省の対応状況は、行政手続等の前倒し実施を要請するSDT総合戦略本と連携して、今年度末までに明らかになるようすこととなりました。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行うこととなりました。併せて、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行うこととなりました。
020522001	2年 5月22日	2年 6月9日	2年 7月29日	番号法における特定個人情報の提供制限等の緩和	銀行が預金口座に特定個人情報を付番するために必要な場合には、本人の同意のもとに、他の事業者から特定個人情報の提供を受けることができるようにしていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)15条及び19条により、何人も、同法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めず、また、特定個人情報の提供を拒絶してはならないこととされている。このことにより、特定個人情報の提供については、個人情報保護法第23条が適用されず、銀行は、たとえ本人の同意があっても「特定個人情報を保有する他の事業者」から特定個人情報の提供を受けることができない(銀行は、国税通則法などにより個人番号の取得が可能であり、取得した場合には個人番号により預金者情報を検索することができる状態で管理する義務がある)。しかし、個人情報保護法第23条に「本人の同意」と同等の同意により、「特定個人情報を保有する他の事業者」(例えば証券会社)から銀行が個人情報の提供を受けられるようすることで、国民にとっては改めて銀行にマイナンバーを提供する負担が減少し、預金口座への個人番号の付番が促進されるものと考えられる(今後、預金口座への個人番号の付番が義務化される場合にはなおさらこの効果は大きい)。預金口座への個人番号の付番が促進されることは、今般の新型コロナウイルス感染症対策の一環としての特別定額給付金の給付の例に顕著なように、国民の共通の利益に資するものである。	株式会社大和ネクスト銀行	内閣府	特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第19条で定められた特定の場合に該当しない限り、特定個人情報の提供は認められません。	マイナンバー法19条	現行制度下で対応可能	ご提案いただいた件については、銀行が証券会社に対して何らかの事務の委託を行っているケースにおける証券会社からの特定個人情報の提供が店頭に置かれているのと懸念されますが、現行のマイナンバー法において第三者に番号の提供の求めに関する事務を委託している場合(例えば、銀行から証券会社に番号の提供の求めを委託している場合は、法第19条第5号の規定により、当該委託先が委託事務として特定個人情報の提供の求めを行い、当該特定個人情報について委託元へ提供することは認められています。
020827004	2年 8月25日	2年 10月6日	2年 10月27日	マイナンバー制度の見直し(グループ内共有)	金融分野においても利用が拡大しているマイナンバーについて、企業グループ内の一つの事業者においてマイナンバーが提出されれば、再度の提出を不要とできるようにしたい。少なくとも企業グループ内の顧客の個人番号の共有および利用目的拡大については、本人同意を前提として認めていただきたい。	いわゆるマイナンバー法においては、本人同意による目的利用の禁止、および本人同意による第三者提供の禁止が規定されており、マイナンバーの利活用を阻害する要因となっている。 2020年の成長戦略フォローアップには、本人確認・諸手続きの簡素化の観点からマイナンバーの活用について検討するとの記載がある。現在、ユーザーからの個別同意があったとしても、同じ企業グループ内であるにも関わらず情報を共有できず、ユーザーに何度もマイナンバーの提出を強いっているため、ユーザーはそのたびにマイナンバーの登録をするようになる。本人同意を前提として、同じグループ内であれば再提出は不要にできるようにしたいとユーザーの利便性向上につながる。	日本IT団体連盟	内閣府	特定個人情報については、行政手続における特定の個人を	・マイナンバー法19	現行制度下で対応可能	現行のマイナンバー法において第三者に番号の提供の求めに関する事務を委託している場合(例えば、銀行から証券会社に番号の提供の求めを委託している場合は、法第19条第5号の規定により、当該委託先が委託事務として特定個人情報の提供の求めを行い、当該特定個人情報について委託元へ提供することは認められています。

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827003	2年8月27日	2年10月6日	2年11月29日	マイナンバーカードの普及に向けた施策	<p>(1)電子署名の普及を加速するため、広く行政手続や民間サービスに活用できるようにするためにも(電子署名を付与できる)カードの取得を義務化する。</p> <p>(2)現時点では記載がない氏名のフリガナとローマ字の記載、データとしてICチップに格納し、本人確認の正確性と実用性を高めるなどカードの普及と利活用へのさらなる工夫を行う。</p> <p>(3)カードの発行や電子証明書の更新に関わる自治体職員が不足が指摘されているため、国による発行・管理体制を検討する。</p> <p>(4)迅速な公的給付を可能とするため、カードの普及と加連とともに、あくまで国民自らの登録・選択によりマイナンバーに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける。</p>	<p>書面・手続のデジタル化を進めていくためには、官のみならず民の対応も必要。特に、マイナンバー・マイナンバーカードの利活用を一層進めていくことが必要。</p> <p>2020年の規制改革に関する答申では、行政手続におけるマイナンバー及びマイナンバーカードの活用に関する記載があるが、そのためにもまずはマイナンバーカード自体の利便性を上げることが重要とされている。また、管理体制の変更等を行うことにより普及を加速させてはどうかと考えるものである。</p>	日本IT団体連盟	内閣府 金融庁 総務省	<p>(1) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村長が交付するものとされています。</p> <p>(2) マイナンバーカードに氏名、住所等を記載することは法律で定められていますが、現時点でフリガナやローマ字について公証する仕組みはありません。</p> <p>(3) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村長が交付するものとされています。</p> <p>また各市町村には、「交付円滑化計画」に基づいて交付体制を整備していただけており、必要な経費については国庫補助金の対象とすることで、体制整備を支援しています。</p> <p>(4) マイナンバーカードに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける仕組みはありません。</p>	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項</p> <p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の設置等に関する法律第7、26条</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項</p> <p>マイナンバーカード交付円滑化計画の実現について(令和元年9月11日閣議第396号、府令第117号、総務省令第49号、総行第33号)電子署名等交付円滑化計画補助金(平成27年6月23日総行第66号)</p> <p>(4) なし</p>	<p>(1) マイナンバーカードの普及に向けては、カードの利便性を高めることが重要であり、令和3年3月から開始予定の健康保険証との利用も含め、今後政府全体でマイナンバーカードの活用シナジーの拡大を図り、国民の方々が自然に持ちたいと思っただけのよう取り組んでまいります。</p> <p>(2) 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」における議論を踏まえ、関係省庁で検討を進めています。</p> <p>(3) マイナンバーカードは、対面やオンラインで確かな本人確認を行うことができないツールで、官民の様々な手続や取引で幅広く利用されるものであることから、その交付に際してはなりすましを防ぐための厳格な本人確認が必要で、厳格な本人確認を行うためには、住民基本台帳法に基づいて、住民基本台帳を作成し、またその記載事項について調査権限を有している市町村職員が行うこととしています。</p> <p>その上で、市町村における交付体制については、各市町村が「交付円滑化計画」を策定し、必要な交付体制を整備することになっておりますが、今後さらなる利便性が求められることから、その取組をお願いしています。また、必要な経費については引き続き国庫補助金の対象とすることで支援していきます。</p> <p>(4) 国民の皆様から振込用の口座をマイナンバーとともに登録いただき、緊急時の給付金をはじめ各種公金の振り込みに活用して、給付の迅速化と効率化を図る仕組みについては、現在、議員立法が国会において継続審議になっており、また、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」においても検討項目となっております。年内に結論を得るべく、関係省庁で検討を進めているところです。</p>		
020827012	2年8月27日	2年10月6日	2年12月16日	就労証明書のデジタル化・オンライン化	<p>雇用主企業の押印を不要にするため、まず、企業から自治体への電磁的方法での直送を可能とはどうか、これは「デジタルで完結する仕組み」の構築より早期に実現可能であり、かつ従業員による偽造・改ざんリスクも排除可能な優れた対応策と考える。</p> <p>もし上記が困難であれば、「デジタルで完結する仕組み」についても、2021年度措置の目標を前倒してはどうか。</p> <p>標準的様式の採用・電子申請が利用できる自治体の数についても、待機児童問題が深刻な東京23区・政令市・大都市圏の市において、早期に100%を達成するべく、KPI等を設定してはどうか、現在認められている自治体独自様式の併用についても、その可否を検討してはどうか。</p>	<p>保育所入所・継続利用のための就労証明書は、自治体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者の負担となっている。</p> <p>就労証明書には、作成者(雇用主企業)と提出者(従業員)が異なる特殊性があるとはいえ、押印のため企業の担当者の出勤が避けられない。電子申請を可能としている自治体であっても、押印した書面をPDF化・写真化する必要があるため、従業員による電子申請のモチベーションを低下させる。</p> <p>政府策定の標準的様式の採用率はまだまだ高いとはいえず、依然として自治体別様式への入力・問合せのために企業の負担は減っていない状況である。標準的様式を採用しながらも、当該自治体における個別様式との選択制になっている政令市等もあり、根本的な解決は遠いと考えられる。</p> <p>保育所入所・継続利用が電子申請可能な自治体の数も少ない。</p> <p>以上の理由から、より強力にデジタル化を推進し進める施策を実施するべきである。</p>	日本IT団体連盟	内閣府 厚生労働省	<p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>就労を理由に認定を受けると、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約9割が標準的様式を活用しています。</p> <p>また、保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況調査等、保育に関する手続きのオンライン申請についても、「びったりサービス」において行うことが可能です。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号</p> <p>その他</p>	<p>保育所等の入所に係る手続き等について、デジタル化を進めるとともに、就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、本年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、令和3年度中に必要な措置を講じるとともに、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。</p> <p>就労証明書については、令和元年8月に公表した大都市向け標準的様式のより一層の活用を市町村に働きかけていくとともに、現在実施中の調査において活用状況を把握し、活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。</p> <p>オンライン申請については、市区町村にオンライン申請のできる環境を整備を促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。</p>		